

## 地域団体商標の登録要件

——喜多方ラーメン地域団体商標事件——

知財高裁平成22年11月15日判決 平成21年(行ケ)10433号  
審決取消請求事件

竹 内 耕 三\*

### 【要 旨】

2006年4月1日に地域ブランドの保護を図るため、地域団体商標制度が導入された。本件は、商標「喜多方ラーメン」の地域団体商標としての登録が争われた初めての裁判例である。特許庁は審決において、商標法7条の2第1項該当性を否定し登録を拒絶し、その審決取消訴訟において、知財高裁は特許庁の審決を維持し、登録を認めるべきでないと判示した。さらに、この判決を不服として上告されたが、最高裁第3小法廷は、平成23年1月31日、上告不受理の決定をし、その登録を否定した。

争点は、本件商標「喜多方ラーメン」が、商標法7条の2第1項柱書の「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」との要件を備えるか否か、である。

なぜ本判決は、「喜多方ラーメン」が地域団体商標として登録できないとしたか、について考える。

<参照条文> 商標法7条の2第1項

### 【事 実】

原告（協同組合蔵のまち喜多方老麺会）は、平成18年4月1日、地域団体商標として以下の

商標登録出願をした。

- ・商標：喜多方ラーメン（標準文字）
- ・指定商品及び指定役務：第43類「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」

（出願時には、第30類「福島県喜多方市産のラーメンのめん、福島県喜多方市産の即席ラーメン」及び第43類「福島県喜多方市における又は福島県喜多方市を発祥地とするラーメンの提供」を指定したが、その後複数回の手続補正後、上記の通り、減縮補正をした。）

本願商標は、平成20年3月31日、商標法7条の2第1項の要件を具備しないと理由で、拒絶査定を受けた。

原告は、平成20年5月7日、拒絶査定不服審判（不服2008-11461号）を請求したが、特許庁は、平成21年11月12日、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をした。審決の理由の要点は以下の通りである。

・「本願商標は、これが使用をされた結果、原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、例えば、福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されているものということとはできない。…したがって、本願商標は、7条の2第1項の要件を具備しな

\* 深見特許事務所 副所長 弁理士、  
大阪大学大学院客員教授 Kozo TAKEUCHI

いものであるから、これを理由に本願を拒絶した原査定は、妥当であって、取り消すことはできない。」

これに対し原告は、審決には7条の2第1項の解釈・適用に誤りがあると主張して、平成21年12月25日、この審決の取消訴訟を知財高裁に提起した。争点は、本願商標「喜多方ラーメン」が、「使用をされた結果、原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、例えば、福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間に広く認識されているもの」（7条の2第1項柱書）ということができるか否かである。

知財高裁は、以下の通り判断して、請求棄却した。

## 1. 7条の2第1項の解釈について

### (1) 地域団体商標制度の趣旨

「7条の2が定める地域団体商標の制度が設けられたのは、その立法経緯にかんがみると、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、いわゆる「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品ないし役務の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する趣旨に出たものである。」

### (2) 7条の2第1項柱書

「1項柱書で、当該「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」ことが要求されているのは、上記のとおり地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標である地域団体商標の登録をすると、構成員でない第三者による自由な商標（表示、名称）の使用が制限されることになるので、かかる制限をしてまでも保護に値する程

度にまで、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであり、あるいは構成員でない第三者による便乗使用のおそれが生じ得る程度に、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであると解することができる。」

### (3) 商標法3条2項との比較

「なるほど、3条2項で同条1項各号で登録できないとされている商標が、使用により登録が認められるとしても、「何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」との要件、すなわち識別力を発揮できるまでの程度の要件を充たさなければならないのに対し、7条の2第1項柱書では、使用により「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」との要件を充たすことを要件としており、前記の地域団体商標の立法経緯を踏まえてみると、後者の要件は前者の要件を緩やかにしたものと解するのが相当ということになる。

しかし、この要件緩和は、識別力の程度（需要者の広がりないし範囲と、質的なものすなわち認知度）についてのものであり、当然のことながら、構成員の業務との結び付きでも足りるとした点において3条2項よりも登録が認められる範囲が広がったのは別としても、後者の登録要件について、需要者（及び取引者）からの当該商標と特定の団体又はその構成員の業務に係る商品ないし役務との結び付きの認識の要件まで緩和したものではない。」

「以上のとおり、審決の7条の2第1項の解釈に誤りはなく、「使用をされた結果自己又はその構成員に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識された」との要件の充足の有無を判断するに際して、審決が説示したとおり、実際に使用している商標及び役務、使用開始時期、使用期間、使用地域、当該営業

の規模（店舗数、営業地域、売上高等）、広告宣伝の方法及び回数、一般紙、雑誌等の掲載回数並びに他人の使用の有無等の事実を総合的に勘案するのが相当である。」

## 2. 本願商標の7条の2第1項該当性について

### (1) 構成員比率

「審決時点の平成21年11月12日当時、喜多方市内のラーメン店（通常の食堂や、スナック等でラーメンの提供を行なう事業を含む。）のうち営業を継続している店舗は92店あったところ、原告に加入しているラーメン店は43店であるから、後者が前者に占める割合は47%程度であり、前者のうち「喜多方ラーメン」の表示を使用しているラーメン店（73店）に限っても、原告の構成員のラーメン店が占める割合は59%程度であった。…

他方、営業を継続している喜多方市内ラーメン店であるA食堂、Bは審決当時、原告に加入していないが（なお、前記のとおり、Bは審決後に原告に加入した。）前記アのとおり、繰り返し観光情報誌や旅行雑誌等で、喜多方ラーメンを提供するラーメン店として紹介されている。…

そうすると、原告の構成員であるラーメン店が喜多方市内のラーメン店に占める割合は半数弱であり、統計上の視点を変えてもせいぜい6割弱にとどまるのであり、しかも、全国的に知られる有力な喜多方市内のラーメン店が加入していないことになる。」

### (2) 本願商標と地域団体との結び付きの希薄化

「喜多方市外のラーメン店チェーンである「会津喜多方ラーメン蔵」は新橋、赤羽等に16店、株式アールフードシステムはラーメン店チェーンである「会津喜多方ラーメン蔵太鼓」を新宿

などで12店、株式会社麺食はラーメン店チェーンである「喜多方ラーメン坂内」を東京都内等で19店、ラーメン店チェーンである「会津喜多方ラーメン坂内・小法師」を東京都内や岩手県内などで37店展開し、株式会社高蔵は、愛知県半田市内などで「喜多方ラーメン高蔵」、「喜多方ラーメン麵街道」、「喜多方ラーメン麵龍」の名称でラーメン店6店を運営しており、これらの他にも喜多方市外で「喜多方ラーメン」の表示を使用してラーメンの提供を業とする事業者が存在する。…

そうすると、少なくとも喜多方市外、とりわけ喜多方市から沿革する東京都内などの需要者及び取引者においては、「喜多方ラーメン」の表示ないし名称と、本願商標の指定役務たる「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」との結びつきは相当程度希薄化しているということになる。」

### (3) 原告又はその構成員の業務に係る役務表示としての周知性

「原告（その全身たる団体を含む）又はその構成員が「喜多方ラーメン」の表示ないし名称を使用し、喜多方市内においてラーメンの提供を行うとともに、指定役務「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」に関する広告宣伝活動を積極的に行っていたとしても、喜多方市内のラーメン店の原告への加入状況や、原告の構成員でない者が喜多方市外で相当長期間にわたって「喜多方ラーメン」の表示ないし名称を含むラーメン店やラーメン店チェーンを展開・運営し、かつ「喜多方ラーメン」の文字を含む商標の登録を受けてこれを使用している点にもかんがみると、例えば福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間において、本願商標が原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、広く認識されているとまでいうことはできないというべきである。」

(4) 3条2項との比較と地域団体との密接関連性

「本願商標の可否の判断は、7条の2第1項柱書の登録要件の充足の有無に従ってされるものであって、3条2項の登録要件の充足の有無とは次元を異にして判断されるものであるから、3条2項を適用して団体商標として登録された団体の加入状況をもって、地域団体商標(7条の2)の登録の可否が決められるものではない。地域団体商標の登録出願をした団体の加入状況が低調であったり、当該地域内の有力な事業者が加入していなかったりし、あるいは当該地域内に当該団体と同種の活動をする競合団体が存在したりすれば、当該地域団体商標に接する需要者及び取引者において、商品ないし役務の出所を当該団体(出願人)と認識する蓋然性が小さくなり、したがって7条の2第1項柱書にいう「使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」との要件を充足しないことがあることは明らかであるから、出願人たる団体において加入の自由が保障されてさえいれば、当該地域内の指定商品ないし指定役務に係る事業者の加入の多寡は問題にならないということとはできない」

「食堂ひまわり等が原告の出願に賛同しているとはいっても、原告の構成員ではないし、登録後に商標権を取得するのは出願人たる当該団体であって、非構成員が地域団体商標の登録によってどの程度の利益を享受しうるのであるかの疑問がある。のみならず、喜多方市内のラーメン店のうちには、「蔵のまち喜多方老麺会」の法人化すなわち原告の設立に反対であるという理由や、加入してもメリットがない程度の理由で原告に加入していないものが存するのであって、原告による「喜多方ラーメン」の管理の趣旨や本願商標の出願、登録の趣旨・効果が上記の非構成員にも正しく理解されているのか疑問がな

いわけではない。」

「喜多方市外の事業者である「会津喜多方ラーメン蔵」は平手打ちの中華麺とさっぱりした醤油味のスープによる「喜多方ラーメン」を「ふぶき亭 喜多方らーめん本舗」も高水平打ち縮れ麺とすっきりした醤油味のスープによる「醤油ラーメン」を「喜多方ラーメン」の原点として、「会津喜多方ラーメン めん屋 河京」も多加水麺とすっきりした醤油味のスープによる「醤油ラーメン」を、喜多方市内でそれぞれ提供している。

そうすると、原告が指摘する「喜多方ラーメン」特徴から、需要者及び取引者において、喜多方市内の特定の事業者あるいは原告を想起する蓋然性は必ずしも大きくないというべきであって、少なくとも本願商標ないし「喜多方ラーメン」の名称(表示)が喜多方市内において上記の如く、縮れた麺及びさっぱりした味に特徴があるラーメンを提供する、原告の構成員ないしそれを束ねる原告の業務にかかる役務を表示するものとして、福島県内等で広く知られているとまでは認めることはできず……」

「喜多方市外で「喜多方ラーメン」との表示ないし名称が使用されたラーメンに接した需要者が、これを「福島県喜多方市で提供されるラーメン」を認識することがないとしても、本願商標に接した需要者がこれを原告又はその構成員の業務に係る商品ないし役務を示すものとして認識するかどうかは別の問題である。」

知財高裁の本判決に対して、上告されたが、最高裁第3小法廷は、平成23年1月31日に上告不受理の決定をし、「喜多方ラーメン」の拒絶が確定した。

## 【研究】

### 1. 本判決の意義

本件は、地域団体商標の登録要件が争われた

事件である。本判決及び最高裁において、特許庁の拒絶審決を維持して「喜多方ラーメン」の地域団体商標としての登録を認めなかった。本判決は、地域団体商標の登録要件、特に、商標法7条の2第1項柱書の、「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」をどのように解釈するかについて判断された事案で、その解釈・判断について、今後の審査実務等に与える影響は大きいと考えられる。

## 2. 本件事案の争点

本件事案では、上記地域団体商標の登録要件において、本願商標「喜多方ラーメン」が、7条の2第1項柱書における「その商標が使用をされた結果、自己（出願人である原告）又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されている」か否かが争点である。

この争点について分析するためには、地域団体商標制度及びその登録要件の全体について検討する必要がある。

## 3. 地域団体商標制度

地域団体商標制度は、2006年4月1日に導入されたが、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、いわゆる「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和するものである<sup>1)</sup>。

地域団体商標の登録要件の全体を概観しながら、本判決の商標法7条の2第1項の解釈について検討する。

### 3-1 主体的要件

法人格を有する事業協同組合その他の特別の

法律により設立された組合等であり、設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保証されていること。

### 3-2 使用者の要件

出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること。

認められない具体例) 消費者生活協同組合

### 3-3 商標の構成要件

(1) 出願された商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等のみからなる文字商標であること（7条の2第1項1号～3号）。具体的には、次の3類型に分類できる。例示は登録例である。

1) 地域の名称+商品又は役務の普通名称。

例) 三ヶ日みかん、和歌山ラーメン

2) 地域の名称+商品又は役務の慣用名称

例) 九谷焼、越前織

3) 類型1) 又は類型2) + 産地等を示す際に慣用されている文字

例) 佐賀産和牛、本場結城紬、熊本名産からし蓮根

(2) 商標法3条1項第3号～6号の不適用

上記のような地域の名称と商品役務の名称からなる商標は、元来、商標法3条1項第3号～6号に該当するとして登録できないが、地域団体商標を保護するため、これらの規定は適用しないこととした。しかし、本来識別力がなく独占適応性がないとして登録できないものを登録するのであるから、その登録に当たっては、可能な限り、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用するようにすべきである。この観点から、地域団体商標においては、出願人たる団体の設立根拠法において構成員資格を不当に妨げてはならないとの義務が規定されていることを主体的要件の1つとし、当該商標の使用を欲する団体への加入を不当に妨げてはならないという加入の自由規定が定められていることを要

求した<sup>2)</sup>。

一方、3条1項第1号及び第2号において商標登録を受けることができない商標として規定される普通名称や慣用商標となったもの（例えば、「さつまいも」や「瀬戸物」、「佃煮」）は何人も使用できるようにしておく必要性が高いため、地域団体商標としても、登録を認めないこととした。「札幌ラーメン」や「博多ラーメン」は、この観点から地域団体商標として登録できないと考えられる。

#### (3) 商品又は役務と団体等の業務との密接関連性

出願された商標中の「商品又は役務」は、「自己又はその構成員の業務に係る」ものであることを要する（同1項各号）。例えば、「三ヶ日みかん」の場合、商品「みかん」は、「出願人である団体等の業務」に係るものであることが要求されている。すなわち、地域団体商標は、「商品又は役務」と「団体等の業務」との間の密接関連性が要求されている。

#### (4) 地域の名称と商品・役務の密接関連性

出願された商標中の「地域の名称」は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品の産地若しくは役務の提供の場所又はこれらに準ずる程度に商品又は役務と密接な関連性を有する地域の名称又はその略称であることを要する（同第2項）。

かかる地域と商品（役務）との密接関連性の要件が設けられた理由は、出願された商標が、単に地域の名称から想起されるイメージを利用しただけであり、実際には当該地域と関連しない商品（役務）について使用されているような場合は、地域団体商標制度の趣旨に合致せず、そのような場合に緩和された登録要件で地域団体商標としての登録を認めることは妥当でないからである<sup>3)</sup>。

### 3-4 周知性の要件

出願された商標は、「使用をされた結果、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること」が要求されている（同1項柱書）。すなわち商標が周知となっていることを地域団体商標の登録要件とした。

本判決では、この周知性の要件をどのように解釈するかが争点となった。本判決は、この周知性を要求する理由として以下の通り述べた。

「1項柱書で、当該「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」ことが要求されているのは、上記のとおり地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標である地域団体商標の登録をすると、構成員でない第三者による自由な商標（表示、名称）の使用が制限されることになるので、かかる制限をしてまでも保護に値する程度にまで、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであり、あるいは構成員でない第三者による便乗使用のおそれが生じ得る程度に、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであると解することができる。」これと同様の説明が特許庁の逐条解説でなされている<sup>4)</sup>。

#### (1) 商標法3条2項不適用

地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標について、3条2項の規定により実務上要求されている全国的な範囲の高い周知性を要求すると、地域団体制度の趣旨が実現できない。そこで、地域団体商標の目的を実現するため、地域団体商標には、3条2項を適用せず、3条2項よりも緩やかな要件で商標登録による独占を認めることとした。

#### (2) 地域団体商標の周知性の要件

7条の2第1項柱書の「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は

役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」という、地域団体商標の周知性の要件は、分解すれば、次の3要件をすべて満たす必要がある<sup>5)</sup>。

- ① 出願にかかる商標が出願人又は構成員によって使用されていること（使用）。
- ② 出願にかかる商標が需要者の間に広く認識されていること（周知性の程度）。
- ③ 出願人又は構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして認識されていること（団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識）。

①は使用の要件であり、②は周知性の程度の要件であり、③は団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識の要件である。

地域団体商標について、3条2項を適用しないとして登録要件を緩和したが、それは上記②の要件、すなわち周知性の程度（需要者の広がり及びその認知度）について3条2項で要求する高い周知性を要求せず、隣接都道府県程度の範囲での周知性で足りるという意味で登録要件の緩和であるが、それ以外の①及び③の要件が課されているので、登録要件を加重したといえるのである。

本判決は、上記と同様の考え方で、明快に、「この要件緩和は、識別力の程度（需要者の広がりないし範囲と、質的なものすなわち認知度）についてのものであり、当然のことながら、構成員の業務との結び付きでも足りるとした点において3条2項よりも登録が認められる範囲が広がったのは別としても、後者の登録要件について、需要者（及び取引者）からの当該商標と特定の団体又はその構成員の業務に係る商品ないし役務との結び付きの認識の要件まで緩和したものではない。」と判示した。

つまり本判決は、地域団体商標は、上記②の周知性の程度については3条2項よりも低いもので足りる（隣接都道府県程度の広がりでも足り

る）として登録要件を緩和したが、上記①の使用の要件及び上記③の団体等の業務に係る商品等との関連性の認識要件は別途要求される、と判断したもので、妥当と考える。

さらに本判決は「本願商標の可否の判断は、7条の2第1項柱書の登録要件の充足の有無に従ってされるものであって、3条2項の登録要件の充足の有無とは次元を異にして判断されるものである」と判示している。つまり、本判決は、7条の2第1項柱書の登録要件を充足することが要求されているとして、3条2項の適用がないからといって、上記①の使用の要件や上記③の団体等の業務に係る商品等との関連性の認識要件を緩和したものではないとしているのであり、妥当と考える。

### 3-5 その他の要件

地域団体商標については、4条1項16号は通常の商標登録出願と同様に適用されるから、指定商品・役務との関係から、地域的な限定が必要である。すなわち、商品（サービス）の品質の誤認を生じさせない程度に限定される必要がある。

以上から明らかなように、地域団体商標の登録要件においては、3条1項第3号～5号の不適用や3条2項の不適用など通常の商標登録の要件を緩和した点のほかに、主体的要件、使用の要件、商標の構成要件（7条の2第1項各号）、地域の名称と商品・役務の密接関連性の要件（7条の2第2項）、地域団体商標の周知性の要件（7条の2第1項柱書）など特有の登録要件が加重されており、これらそれぞれの要件の充足の有無を判断すべきことになる。

地域団体商標は、上記の通り、その性質上、商品又は役務と団体等の業務との密接関連性（7条の2第1項各号）、地域の名称と商品・役務の密接関連性（同第2項）及び周知性の一要件としての団体等の業務に係る商品等との結び

付きの認識（同第1項柱書）が要求されており、この意味で地域に根ざすものであるといえよう。従って地域団体商標が全国的に周知になった場合においても、上記要件を備えた地域に根ざしているものとして、周知になっている必要がある。

#### 4. 商標法7条の2第1項該当性

7条の2第1項柱書の「商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」という、地域団体商標の周知性の要件を具備しているかどうかについて、本判決は以下の通り判断した。

##### (1) 構成員比率

本判決は、「原告の構成員であるラーメン店が喜多方市内のラーメン店に占める割合は半数弱であり、統計上の視点を変えてもせいぜい6割弱にとどまるのであり、しかも、全国的に知られる有力な喜多方市内のラーメン店が加入していないことになる。」として、原告の構成員比率が低いことを指摘した。

そして、「少なくとも喜多方市外、とりわけ喜多方市から沿革する東京都内などの需要者及び取引者においては、「喜多方ラーメン」の表示ないし名称と、本願商標の指定役務たる「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」との結びつきは相当程度希薄化しているということになる。」と判示した。

これは、周知性の第3の要件である「③出願人又は構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして認識されていること（団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識）」を欠くものであると判断したものであり、妥当である。

##### (2) 原告又はその構成員の業務に係る役務表示としての周知性

さらに、本判決は、「原告又はその構成員が「喜多方ラーメン」の表示ないし名称を使用し、喜多方市内においてラーメンの提供を行うとともに、指定役務「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」に関する広告宣伝活動を積極的に行っていたとしても、喜多方市内のラーメン店の原告への加入状況や、原告の構成員でない者が喜多方市外で相当長期間にわたって「喜多方ラーメン」の表示ないし名称を含むラーメン店やラーメン店チェーンを展開・運営し、かつ「喜多方ラーメン」の文字を含む商標の登録を受けてこれを使用している点にもかんがみると、例えば福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間において、本願商標が原告又はその構成員の業務に係る役務を表示するものとして、広く認識されているとまでいうことはできないといふべきである。」と判示した。

これも、周知性の第3の要件である団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識を欠くものであると判断したもので、妥当であろう。

##### (3) 3条2項との比較と地域団体との密接関連性

本判決は、「本願商標の可否の判断は、7条の2第1項柱書の登録要件の充足の有無に従ってされるものであって、3条2項の登録要件の充足の有無とは次元を異にして判断されるものであるから、3条2項を適用して団体商標として登録された団体の加入状況をもって、地域団体商標（7条の2）の登録の可否が決められるものではない。地域団体商標の登録出願をした団体の加入状況が低調であったり、当該地域内の有力な事業者が加入していなかったりし、あるいは当該地域内に当該団体と同種の活動をする競合団体が存在したりすれば、当該地域団体商標に接する需要者及び取引者において、商品

ないし役務の出所を当該団体（出願人）と認識する蓋然性が小さくなり、したがって7条の2第1項柱書にいう「使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」との要件を充足しないことがあることは明らかであるから、出願人たる団体において加入の自由が保障されてさえいれば、当該地域内の指定商品ないし指定役務に係る事業者の加入の多寡は問題にならないということとはできない」と判示した。

端的に言えば、地域団体商標について3条2項の適用がないが、それだからといって3条2項とは次元を異にする他の登録要件、すなわち、①の使用の要件や第3の団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識の要件が緩和されるものではない、ということであり、妥当と考える。結局、本判決は、需要者が「喜多方ラーメン」が原告組合又はその加入店が提供するラーメンとは認識していないから、団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識の要件を備えていないとした。

## 5. 結 語

本判決は、地域団体商標の登録に関する初めての裁判例であり、今後の実務に与える影響は極めて大きいと考えられる。本判決から以下の実務的指針が導かれると思われる。

(1) 地域団体商標は、3条2項に要求されている程の周知性は要求されないが、一方、「出願にかかる商標が出願人又は構成員によって使用されていること」及び「出願人又は構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして認識されていること（団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識）」が要求される。

(2) 出願された商標が、当該地域の組合又は

構成員の使用によって周知にされた場合は、団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識が要求される。本件商標「喜多方ラーメン」の登録が拒絶され、「和歌山ラーメン」や「米沢ラーメン」の登録が認められたのは、このあたりに原因があると思われる。

(3) 出願された商標が、当該地域の組合又は構成員以外の使用も相当程度あり、構成員比率が低い場合は、団体等の業務に係る商品等との結び付きの認識が認められないとされるおそれがある。但し非構成員の多くが組合に加入する意思を示しているときは、登録される可能性がある。

最後に、本件商標「喜多方ラーメン」について、周知性が低いままであったら登録されたのに、全国的に周知になったが故に、登録されなかったのではないかと、との疑問が生じうる。しかし、全国的に周知になれば、3条1項第1号の普通名称や慣用商標となるおそれがあるが、それに該当せず周知性の三要件（前記3-4(2)）を具備する限り、地域に根ざした上での全国的な周知性があるものとして地域団体商標として登録できると考えるべきであろう。

## 注 記

- 1) 特許庁編，工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第18版]，p.1235，発明協会。経済産業省特許庁編，地域団体商標2011，p.5，特許庁
- 2) 特許庁編，工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第18版]，p.1236，発明協会
- 3) 特許庁編，工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第18版]，p.1237，発明協会
- 4) 特許庁編，工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第18版]，p.1238，発明協会
- 5) 特許庁 商標審査基準 第7条の2第1項柱書の説明。

(原稿受領日 2012年4月16日)